

資料 1：社会・環境情報開示について

資料1は、非財務情報としての社会・環境情報開示についての基礎研究をまとめたものである。資料1は2つに分かれており、資料1-1は主として欧米での社会・環境情報の開示について、資料1-2はわが国の社会・環境情報の開示について論じている。

國部克彦（神戸大学）

1. はじめに

企業情報ディスクロージャーにおいて、非財務情報の重要性が注目されている。たとえば、IASBは、2009年9月に公開草案「マネジメント・コメンタリー」を公表し、「経営者の討議と分析」や「取締役報告」のような名称で呼ばれる年次報告書の記述情報部分のディスクロージャーの試案を公表している。これは、マネジメント・コメンタリーの作成と開示には拘束力のないフレームワークの提供を意図するものであるが、IASBが非財務情報開示（正確に言えば財務諸表外の記述情報開示）の領域にまで見解を公表しはじめたことは、この領域の重要性が高まっていることを示している。

周知のように、IASBに代表される現代会計基準は、投資家に対する意思決定有用性を中心に構成され、投資家の関心は将来にあるため、できる限り将来を見通した会計計算とディスクロージャーを要求する。原則主義や公正価値はそのための理論的かつ操作的な概念であり、企業会計を将来思考へと導いてきた。しかし、企業にとっての将来を見通そうとすればするほど、不確実性もそれとともに増加する。不確実性は、計算可能なものもあるが、当然のことながら、計算可能な不確実性の背後にはその何十倍もの計算不可能な不確実性が存在する。つまり、企業の将来を志向すればするほど、不確実性が増加し、しかも計算不可能な不確実性が増加する構図になっている。したがって、それを少しでも補うために、非財務情報の重要性が強調されることは、論理的には当然の帰結である。この面において、非財務情報の開示はリスク情報の開示と表裏一体となる。この代表的な事例は、アメリカ証券取引委員会（SEC）による環境情報の開示要求である。SECは、1970年代から環境リスクが企業の不確実性を増加させる状況に注意を喚起し、そのための開示指針を発表してきた。

しかし、これとは異なる立場からの非財務情報としての社会・環境情報開示の要求の流れも存在する。それは、現在の会計情報があまりにも投資家指向になりすぎているため、それを修正して幅広いステイクホルダーへの責任や情報ニーズを重視する立場からの情報要求である。企業は、投資家のためだけにあるのではなく、従業員や消費者、地域住民等を含めた多様なステイクホルダーに対して責任があると考え、企業報告書の財務偏重を是正しようとする考え方である。その代表的なものが、GRI(Global Reporting Initiative)による「サステナビリティ報告原則」である。GRIは、国際的な民間組織で、企業の年次報告書（アニュアルレポート）とは別に、環境・経済・社会を軸にするサステナビリティ報告書の作成開示を奨励し、その詳細なガイドラインを制定している。

また、この両者を折衷するような動きも見られる。たとえば、EUでは、2003年の「会

計法現代化指令」において、国際会計基準の採用を指示したことに加えて、必要な場合には環境や従業員に関する非財務情報（KPI）の開示も求めたのである。EUの「会計法現代化指令」は、第一義的には株主・投資家への情報開示の充実を目指すものであるが、環境や従業員に関する KPI レベルでの情報開示の要求は、将来のリスク情報というよりも、企業の環境や社会に関するパフォーマンス情報開示であり、CSR 情報開示の側面を色濃く持っている。

このような欧米での動向は、日本にも大きな影響を及ぼしており、参考文献リストにあるように、日本公認会計士協会などは、日本企業に積極的な社会・環境情報の開示の必要性を主張している。日本でも、上場企業の多くは、「環境報告書」、「サステナビリティ報告書」、「CSR 報告書」などと呼ばれる報告書（以下では、「サステナビリティ報告書」と総称する）を作成しているが、法定書類である年次報告書（金融商品取引法で規定される有価証券報告書や、会社法で規定される計算書類や事業報告など）における社会・環境情報の開示は一般的とはなっていない。

本稿では、非財務情報としての社会・環境情報の開示が進んでいる欧米の動向について、リスク情報としての開示を重視するアメリカ SEC の動向、企業の社会的責任の観点から情報開示を要求する GRI の動向、EU 指令において社会・環境に関するパフォーマンス情報の開示を求める EU の動向を中心に、社会・環境情報開示を要求する論理と実務動向を考察し、その発展の方向性を検討する。続いて、社会・環境情報開示の新しい動向として生じている統合レポート（integrated reporting）について検討し、今後の発展方向について考究する。最後に、このような欧米の動向から、日本の開示実務にどのような示唆が得られるのかを検討する。

2. SEC による社会・環境情報の開示要求

投資家に対する記述情報としての社会・環境に関する情報は、それが投資家の判断に影響すると考えられる場合には、当然のことながら開示が求められてきた。この面では、アメリカの規制が充実しており、SEC のレギュレーション S-K では、環境に関して、下記のような項目で開示が要求されている。

- ①環境諸法令の遵守が資本支出、利益および競争上の地位に与える重要な影響の開示（Item 101 : Business のセクション）
- ②環境訴訟に関する開示（Item 103 : Proceedings のセクション）
- ③環境に関するリスク要因（Item 503 c : Risk Factor のセクション）
- ④環境に関して事業活動、流動性、資本源泉に影響を与える事象についての開示（Item 303 : MD&A のセクション）

特にアメリカでは、スーパーファンド法に代表されるような、汚染者に対して懲罰的な賠償を求める法律が存在したため、環境リスクが高い業界にとっては、環境リスク情報の

開示は必須であり、そのための解釈指針なども整備されてきた歴史がある。最近では、環境問題の主要な関心は気候変動問題に移っており、SECはそれを反映して、2010年に「気候変動情報開示ガイダンス」を公表し、気候変動に関わる環境面での非財務情報開示の指針を発表した。このガイダンスは、新たな規定を追加するものではなく、既存のレギュレーション S-K にしたがった記述情報開示において、気候変動の問題にどのように対処するかの指針を示したものである。SECは、今後、気候変動問題について、①法律と規制の影響、②国際協定、③規制やビジネストレンドによる間接的影響、④気候変動による物理的影響、が増加すると判断し、気候変動をめぐるそれぞれの状況の変化が、上記の4つの開示要求の中でどのように解釈されるべきか、どのような情報が開示されるべきかの解説を行っている。

SECの「気候変動情報開示ガイダンス」は、新たな規定を導入するものではなく、既存の規定の中で、気候変動という重要性を増しつつある問題がどのように開示されるべきかを説明したものである。したがって、新たな開示の内容を追加するものではなく、あくまでも気候変動問題が企業活動上の重要な影響を与え、投資家の判断に影響する場合は、どのような状況かを特定することが目的である。後述するEUの規定のように、社会や環境に関するパフォーマンス指標の開示を求めるようなものではなく、あくまでも投資家に対するリスク情報の範囲内での開示要求である。しかし、投資家の判断に資するための情報開示とはいえ、その背景には、気候変動問題の深刻化があり、SECはこの問題に対して継続的に注意を払い、今後も指針の発行など整備を続けていくことを表明している。

このような法規制の下でアメリカ企業はどのような環境情報を開示しているのだろうか。アメリカ企業の開示実態を調査するために、2010年のFortune売上高上位20社¹について、SEC提出のアンニュアルレポートであるForm10-Kにおいて、レギュレーションS-Kで、環境情報の開示が規定されているBusiness、Risk Factor、Proceedings、MD&Aにおいて、どの程度環境情報が開示されているかについて、2010年10月1日時点で最新の報告書で調査したところ、何らかの環境情報を開示している企業は、20社中16社(80%)で、開示項目(記載箇所)の内訳は下記のような結果であった。

表1 アメリカ売上上位20社のForm10-Kにおける環境情報開示²

開示場所	Business	Risk Factor	Proceedings	MD & A
開示企業数	13社(65%)	11社(55%)	6社(30%)	4社(20%)

¹ 対象企業は以下の20社である。Wal-Mart Stores, Exxon Mobil, Chevron, GE, Bank of America, ConocoPhillips, AT&T, Ford, J.P.Morgan & Chase, HP, Berkshire Hathaway, Citigroup, McKesson, Verison Communications, GM, AIG, Cardinal Health, CVS Caremark, Wells Fargo, IBM

² ただし、財務諸表の注記情報としてのみ、訴訟関係が開示されている場合はここに含めない。

これらの企業の開示は記述的な情報開示がほとんどで、重要な場合には、環境面への支出や債務に関する財務情報が開示されているが、環境に関するパフォーマンス情報はほとんど開示されていない。あくまでも、投資家に対する財務状況に対する影響の開示が主眼におかれている。産業別には、石油産業や自動車産業などは極めて多くの字数を環境問題に割いている。たとえば、エクソン社は、**Business** のセクションにおいて、環境問題に関する重要性の指摘と環境保全への支出額を開示し、**Risk Factor** のセクションにおいては気候変動問題が事業に及ぼす影響について説明している。さらに **MD&A** のセクションでは、「環境問題(Environmental Matters)」という見出しをつけて、さらに「環境支出」、「環境負債」、「資産除却義務」について小見出しのもとで、具体的な数字をあげて説明している。調査対象の報告書のほとんどは、SEC の「気候変動情報開示ガイダンス」が公表される前のものであるため、今後はより一層の開示の充実が予想される。

このように SEC 向けの **Form 10-K** 報告書においては、詳細な環境情報が開示されているが、企業のホームページなどで公開されているアニュアルレポートを見ると、環境情報を開示している企業はかなり少なく、上記 20 社の中で、アニュアルレポートでも環境情報を開示している企業は 7 社に過ぎない。これは、各企業が環境情報の開示をステイクホルダー一般に対する情報開示というよりも、SEC の要請に対して開示するリスクに関する一種のネガティブ情報として捉えているためと理解できる。

3. GRI による社会・環境情報開示の要求

1990 年代を通じて、環境情報を中心にした社会関連情報報告の実務が発展し環境報告書を作成する企業が国際的に増加したが、このような活動を民間ベースで標準化したのが 1997 年に結成された **GRI(Global Reporting Initiative)** であった。GRI は、「規模、セクターあるいは地理的条件を問わずあらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のための信頼できる確かな枠組みを提供すること」(GRI,2006, p.2) を使命として、2000 年に「サステナビリティ報告ガイドライン」を発表した。GRI は、サステナビリティを経済、環境、社会の調和の取れた発展と理解する J.エルキントンが提唱する「トリプルボトムライン」の定義を採用し、環境情報だけではなく、労働慣行・労働条件、人権、地域社会や献金などの政治情報などの社会情報を加味したガイドラインを発表し、環境報告書からサステナビリティ報告書への展開を促進させた。

GRI ガイドラインは、法律的な裏づけをもたない民間ベースのガイドラインであるが、国連環境計画 (UNEP) が公式に支援したこともあって、2000 年代を通じて、社会関連情報報告の国際的な標準原則の地位を獲得した。また、2000 年代は EU において CSR が重視され始めた時期でもあり、GRI が提唱した環境報告書から社会関連情報も含めたサステナビリティ報告書への発展は国際的な趨勢となった。GRI ガイドラインは 2000 年の発行以来 6 年間で 3 度改訂され、現在は 4 度目の改訂に着手しようとしている。以下では 2006 年

に発行された GRI ガイドラインの最新版（第三版：通称 G3）について、内容を検討していくことにしたい。

GRI ガイドラインは、「報告書内容・品質・範囲の確定」についてのパート 1 と「標準開示」についてのパート 2 から構成される。パート 1 は GRI ガイドラインの基本理念や原則を詳細に解説した部分で理論編に相当し、パート 2 では経済、環境、社会に関する具体的な指標が解説されている。さらに、各指標については詳細なプロトコルが付録として提供されている。

パート 1 では報告原則を、「組織が報告すべきテーマおよび指標を決定するための原則」と、「報告される情報の品質および適切な表現を確保するための原則」に区分している。後者は通常の会計原則と類似して、不偏性（バランス）、比較可能性、正確性、適時性、明瞭性、信頼性などの諸原則が解説されているが、GRI ガイドライン特徴は、前者の原則にある。

「組織が報告すべきテーマおよび指標を決定するための原則」とは、GRI ガイドラインの基本的な考え方を示す原則であり、企業がどのような情報をどのように開示すべきかの指針を示すものである。そこで示される具体的な原則は、(1)マテリアリティ、(2)ステイクホルダーの包含性、(3)サステナビリティ・コンテキスト、(4)網羅性の 4 つであるが、ガイドラインの骨格を決める重要な原則は最初の 2 つ、すなわちマテリアリティとステイクホルダーの包含性である。

マテリアリティとは、組織がどのような情報を開示すべきかを決定する際に依拠すべき原則で、GRI ガイドラインは、「報告書中の情報は、組織の重要な経済的、環境的および社会的影響を反映するテーマおよび指標、あるいはステイクホルダーによる評価および意思決定に実質的な影響を及ぼすであろうテーマおよび指標を網羅すべきである」(GRI,2006, p.8)と定義している。サステナビリティに関する事項は極めて多数に及び、組織はそのすべてを開示することはできない。そこで、重要な情報を選択して開示すべきであると示したのがマテリアリティの原則である。

マテリアリティが報告内容を決める指針のような原則であるのに対して、「ステイクホルダーの包含性」は、マテリアリティをどのように決定するのかという側面についての原則である。GRI ガイドラインではこの原則を、「報告組織は、自身のステイクホルダーを特定し、そのステイクホルダーの妥当な期待事項および関心事項に対して、どのように対応したかという点を報告書内で説明すべきである」(GRI,2006, p.10)と定義している。そして、その具体的な適用において、ステイクホルダー・エンゲージメントを推奨し、「ステイクホルダー参画プロセスは、ステイクホルダーの妥当な期待事項および関心事項を理解するためのツールとして機能する可能性がある」(GRI,2006, p.10)と述べている。

すなわち、GRI ガイドラインは、サステナビリティ報告書の内容の確定を組織に委ねる一方で、その判断基準としてマテリアリティの原則を、マテリアリティ確定のための手段としてステイクホルダー・エンゲージメントを提唱しているのである。

GRI ガイドラインは、このような報告原則の解説に続いて、指標プロトコルとして、①経済（9 指標、内中核指標 7）、②環境（30 指標、内中核指標 17）、③労働慣行とディーセントワーク（14 指標、内中核指標 9）、④人権（9 指標、内中核指標 6）⑤社会（8 指標、内中核指標 6）、⑥製品責任（9 指標、内中核指標 4）の指標を列挙して解説している。これらの指標は、原則として開示することが望ましい中核指標と追加指標で構成されている。

このように GRI ガイドラインは、サステナビリティ報告のための重要な指標群とそれを各企業が選別する基準の 2 つから構成されており、サステナビリティ報告基準としては、完成度の高いものであり、国際的に通用するサステナビリティ報告基準として多くの多国籍企業に採用されている。

4. EU による社会・環境情報開示の要求

EU は 2000 年に「リスボン戦略」を策定し、政策的に CSR を推進することに合意し、その後、さまざまな政策を展開し、世界の CSR をリードしてきた。EU が CSR を重視する背景には、もともとヨーロッパが社会民主主義的な考え方が強い地域であったことが影響している。EU は CSR に関して、情報開示を含む、さまざま指針や提言を行っているが、法制面で社会・環境情報ディスクロージャーに影響を与えたのは、2003 年の通称「会計法現代化指令」(Directive 2003/51/EC)である。その第 14 条では、下記のように規定し、年次報告書での社会・環境情報の開示を求めたのである。

「年次報告書は少なくとも、直面している主要なリスクと不確実性と共に、自社事業の業績及びポジションの発展に関する公正なレビューを含んでいなければならない。そのレビューは、当該企業の事業規模と複雑性に一致した、事業とポジションの発展と業績に関するバランスのとれた総合的な分析でなければならない。当該企業の発展、業績またはポジションの理解に必要な範囲内で、分析には財務の KPI(Key Performance Indicator)と、適切な場合には事業に関連する非財務の KPI を含めなければならない。非財務の KPI には、環境問題及び従業員問題が含まれる」。

この規定で重要なことは、「当該企業の発展、業績またはポジションの理解に必要な範囲内で」という条件付けながら、企業はリスクや不確実性に加えて、環境問題及び従業員問題の KPI の開示が求められていることである。これは、リスクの範囲を超えて、業績を理解する場合に、環境や従業員に関する非財務情報が必要と解釈することが可能であり、企業の社会的責任の大きさを反映した開示要求であると考えられる。そこには、EU 憲章にもとづいて、投資家だけではないすべてのステイクホルダーを対象とした幸福の増進を追求する EU の姿勢を看取することができる。

EU 指令は各国で国内法化することが要求されており、ヨーロッパ会計士連盟 (FEE) の

調査によると回答のあった 21 カ国のすべてで法制化されている。その中でも、イギリスにおいては、法制化をめぐる大きな議論を巻き起こした。イギリスは、当初、年次報告書における「営業・財務レビュー」(Operating and Financial Review: OFR) の公表を義務付け、その中で社会・環境情報の開示も求める法案を成立させたが、そのすぐ後に撤回し、「2006 年会社法」では、小規模会社以外の年次報告書における「取締役報告(directors' report)」の「ビジネス・レビュー」のセクションに、環境問題と従業員問題に関する KPI の開示を求めている。さらに、上場会社に対しては、必要な場合には、環境問題、従業員に加えて、社会およびコミュニティに関する情報を含めることも求められている。

このように EU においては、年次報告書における社会・環境情報の開示は、条件付ながら、法制化されており、それはリスク情報としてではなく、KPI 情報として要求されるところが特徴的である。どのような指標が KPI かは法律では規定されておらず、各国では参考ガイダンスが公表されている程度であるが、パフォーマンス指標として、環境や社会情報の開示を求めることは、それが企業の目的の一部を構成することを意味するものであり、情報開示以上に、企業行動に影響を与えられられる。

これが実際にどのような開示実務となっているのかについて、イギリスとドイツの Fortune 売上上位 20 社³のアンニュアルレポート(2010 年 10 月 1 日時点で入手可能な最新のものを)を調査した結果が、表 2 のとおりである。縦の項目は、2010 年 11 月に発行された社会的責任に関する ISO26000 に規定された CSR の中核的テーマ 7 つのうち、組織統治⁴を除く 6 つである。

表 2 イギリス、ドイツ企業売上高上位 20 社のアンニュアルレポートにおける社会・環境情報の開示状況

事項	イギリス	ドイツ
人権	1 2 (6 0%)	1 2 (6 0%)
労働慣行	1 7 (8 5%)	1 9 (9 5%)
環境	1 9 (9 5%)	1 7 (8 5%)
公正な事業	1 3 (6 5%)	5 (2 5%)
消費者問題	1 2 (6 0%)	5 (2 5%)

³ 対象企業は以下の 20 社である。イギリス企業:BP, HSBC, Lloyds Banking Group, Aviva, Royal Bank of Scotland, Tesco, Prudential, Vodafone, Legal & General Group, Barclay, GlaxoSmithKline, Rio Tinto Group, Centrica, Scottish & Southern Energy, Old Mutual, BT, Astra Zeneca, J.Sainsbury, BAE Systems, Standard Life。ドイツ企業: Volkswagen, Allianz, E.ON, Daimler, Siemens, Metro, Deutsche Telekom, Munich Re Group, BASF, BMW, Deutsche Post, RWE, Deutsche Bank, ThyssenKrupp, Robert Bosch, Bayer, Deutsche Bahn, DZ Bank, Commerzbank, Franz Haniel。

⁴ 組織統治は、CSR にとどまらず、一般的なガバナンスの事項も含まれるため、ここでは対象にしなかった。

コミュニティ	18 (90%)	14 (70%)
--------	----------	----------

表1から明らかなように、イギリス、ドイツの双方において、環境および労働環境についてほとんどの企業が開示していることが分かる。イギリスではこれらの情報の多くが、「取締役報告」の中で開示されている。コミュニティに関しては、イギリス企業の開示がドイツ企業をかなり上回っているが、これは先に述べたイギリスの国内法の影響であると思われる。これらの情報開示は、記述情報だけでなく、KPI も一緒に開示されており、アメリカ企業の Form10-K の情報開示とは際立った相違がある。

実際にどのような指標 (KPI) が掲載されているのかについて、たとえば、イギリスの売上高1位の BP⁵は、①人権関連指標 (経営上層部に占める女性と外国人の比率)、②安全性関連指標 (労働災害率、原油流出量)、③従業員指標 (従業員満足度、従業員数)、④環境関連指標 (温室効果ガス排出量)などをグラフ入りで開示している。他の企業も、さまざま KPI をさまざまな方法で開示しており、そこに統一性は見られない。温室効果ガスの排出量であればある程度の比較可能性はあるが、従業員満足度調査の指標などは、各社が各様の調査指標を採用しているので、そもそも比較可能性という概念に当てはまらない。温室効果ガスの排出量でさえ、測定方法や測定範囲を統一しなければ比較可能ではなく、現在の指標では正確な比較を行うことはできない。

しかし、見方を変えれば、欧州企業のアニュアルレポートに記載されている環境や社会に関する KPI は、他社との比較可能性が重要な指標ではなく、同一企業における経年比較が重要な指標である。EU 指令や各国国内法は、社会・環境情報の開示によって、企業に社会・環境面での目標設定を促す効果を持っており、それをアニュアルレポートで開示させることで企業活動は相当程度コントロールされると想定される。EU 指令がそこまで望んでいるかどうかは別にして、具体的な企業実務に与える影響面では見過ごすことはできない。

もうひとつ重要なことは、社会や環境に関するパフォーマンス情報は、これまではサステナビリティ報告書などで開示されてきた情報に相当する点にある。これは、自主的な報告書の情報であった社会や環境に関するパフォーマンス情報が、公式報告書に制度的な要求事項として昇格したと見ることができる。したがって、今後の動向としては、アニュアルレポートとサステナビリティ報告書の統合という考えが出てくるのは当然の帰結であり、現在の社会・環境情報の開示は「統合レポートニング(integrated reporting)」の方向へ向かっている。この点について節を改めて考察しよう。

5. 「統合レポートニング」という新しい動向

「統合レポートニング(integrated reporting)」とは、アニュアルレポートとサステナビリティ報告書の統合という開示媒体の統合という意味と、財務パフォーマンスと社会・環境パフォーマンスを企業経営の中で統合させるという 2 つの意味がある。この動向を率先し

⁵ BP の報告書は 2009 年版で、2010 年に発生したアメリカ現有流出事故以前である。

で推進している組織として、イギリスのアカウンティング・フォー・サステナビリティ (Accounting for Sustainability: A4S) が重要である⁶。A4S は、2006 年チャールズ皇太子の提唱により発足したプロジェクトであり、その後 2008 年に各国の会計士協会やアカウンティング・ファーム、民間企業などが参画する形でフォーラムが結成された。A4S の主要なミッションは、統合レポートの推進であり、そのためのガイダンスやケース・スタディ、研究報告などを発表している。

A4S の統合レポートに関する見解も、微妙に変化しているが、現時点では、次の 3 つのステップで理解する立場を採用している (Hopwood , Unerman and Fris, 2010, p.43)。

第 1 ステップ：事業戦略とサステナビリティの統合

- ・企業経営及び規制背景に重大な影響を及ぼす環境及び社会面の動向分析
- ・環境及び社会面の動向に対する事業活動や価値を創造する手法の意義の説明
- ・重要なサステナビリティの影響や問題と、企業目標の達成及び採用された戦略の意義との結合

第 2 ステップ：KPI と行動

- ・個別の重要なサステナビリティの問題に対処するための行動
- ・会計方針や経營業績との関係を考慮した KPI の選択
- ・いかに経営が目指した結果をもたらしたのかに関する説明

第 3 ステップ：統合パフォーマンス・レポート

- ・個々の KPI における実行可能で明確な目標
- ・基準、前年度、目標、業界、他のベンチマークに対する実績
- ・企業の実績との関係を説明するための個々のサステナビリティ KPI と財務・経營業績評価
- ・目標や想定される結果に関するコメント

ここに示されている A4S の統合レポートに関する考え方は、単に情報開示レベルにとどまるのではなく、まず経営戦略において事業戦略とサステナビリティの統合を前提として、それを評価する指標 (KPI) の構築、そして最終段階の「統合パフォーマンス・レポート」の作成という情報開示の段階に到達することを目指している。そこでは、アニュアルレポートとサステナビリティ報告書の統合という媒体レベルの統合を目指すのではなく、事業戦略とサステナビリティの統合が果たされれば、必然的にアニュアルレポートが

⁶ A4S は当初は、connected reporting という用語を使用していたが、最近では integrated reporting という用語を多用するようになってきている。両概念は明確に区別されていないため、本稿では、どちらの英語に対しても「統合レポート」の訳語をあてている。

「統合パフォーマンス・レポート」になるという道筋が想定されている。

このような A4S の考え方に共鳴する企業は増加傾向にあり、たとえば HSBC や BASF などは、年次報告書の見出しに、Sustainability や Social and Environmental Performance という小見出しを入れて、両者を一体とした報告書を年次報告書として公表している。BASF は、年次報告書において、環境パフォーマンスとして、製品 1 トンあたりの温室効果ガス排出量、製品工程におけるエネルギー効率性の改善、原油製造工程におけるガス放出停止、化学工程からの汚染物質排出削減、有機物質、窒素、重金属に関わる水の排出削減、輸送事故の削減、リスクアセスメントに関する指標を、従業員と安全に関するパフォーマンスとして、時間当たりの労働災害率、上級管理職の国籍の多様性、上級管理職の女性比率、国際経験を持つ上級管理職の比率、国際的上級管理職へのフィードバック比率、グローバル従業員への調査結果などの指標を公表しており、同社のアニュアルリポートは、サステナビリティ報告書との統合レポートとして開示されている。

A4S はさらに、GRI や各会計士協会やアカウンティング・ファーム、民間企業、NGO・NPO などと共に、International Integrated Reporting Committee(IIRC)を 2010 年 8 月に設立した。メンバーには国際会計基準審議会(International Accounting Standard Board: IASB)のトップも名を連ねており、次回の G20 を目指して、「統合レポート」のガイドラインを発表する予定であり、今後の動向が注目される。

統合レポートの動向は、その他にも広がりを見せており、アメリカではハーバード・ビジネス・スクールの R.G.Eccles と H.P.Krzuz が、アニュアルリポートとサステナビリティ報告書を統合した One Report というコンセプトを発表しており、これは統合レポートと方向性を同じくするものである。また、気候変動情報を精度開示情報としてアニュアルリポート上で開示することを求める CDSB(Carbon Disclosure Standard Board)は 2010 年 9 月に「気候変動報告フレームワーク」を発表し、気候変動情報をアニュアルリポートで公表するためのフレームワークを示した。これは、気候変動情報のみに特化したものであるが、環境情報開示における統合レポートを促進するイニシャティブとして注目される。さらに、前述した GRI の 4 回目の改定においても、統合レポートとの関係が注目されることになる。

このように欧米の動向では、これまで独立して展開してきたアニュアルリポートでの社会・環境情報の開示と、自主的な報告書であるサステナビリティ報告書での開示を「統合」しようという動きが加速しつつある。これは、新たな展開というよりも、両者の開示実務の発展が必然的に次のステップとして「統合」の段階を迎えたと理解する方が妥当であると思われる。実際、統合レポートをめぐる議論は、統合レポートの是非を問うよりも、ど

の程度統合すべきかという程度の問題と理解した方がよいであろう。

6. 日本への示唆：むすびにかえて

これまでの考察から、欧米では、社会・環境情報の開示は、財務報告書とは独立のサステナビリティ報告書（環境報告書、CSR 報告書）で開示されるのみならず、制度的な開示書類であるアニュアルレポートでの開示が増加・充実する傾向にあり、両者を統合した報告書を推進する動向が現れていることが明らかとなった。

また、アニュアルレポートにおける開示についてもアメリカ SEC に典型的に見られるように環境問題をリスク情報として認識し、財政状態への影響の大きさを考慮して開示を促す場合と、EU の「会計法現代化指令」に見られるように、社会・環境パフォーマンスの開示に重点をおいた場合の 2 種類がある。しかし、いずれにしてもアニュアルレポートを媒体とした開示であることは同一であり（ただし、前述のようにアメリカでは Form10-K と各州会社法で規定されているアニュアルレポートの間で差異はある）、制度的な情報開示の一環として、社会・環境情報の開示が促進される傾向にある。

一方、日本では、財務報告書とは別の自主的な報告書としてのサステナビリティ報告書（環境報告書、CSR 報告書）での開示は、上場企業を中心に世界でも有数の普及を見せているが、制度的な情報開示の範囲では、環境情報開示に関する体系的な基準等は無く十分な開示は見られない。これは、欧米と日本では、アニュアルレポートに対する規制が異なることにも起因している。日本では、前述のように上場会社に課せられる金融商品取引法上の開示書類と、会社法上の開示書類の間に大きな相違がある。日本企業の中には、金融商品取引法にも、会社法にも規定されない、独自の「アニュアルレポート」⁷を開示し、その中で社会・環境情報を開示している企業もあるが、これは法律적으로는自主的な報告書であり、制度開示の一環ということとはできない。

欧米において、アニュアルレポートにおいて社会・環境会計情報の開示が促進された背景には、SEC の規制や EU 指令とそれに基づく国内会社法の改正があったが、日本の現状では会社法を改正して社会・環境情報を開示すべきという社会的要請はほとんどなく、その方向を望むのは現実的ではない。一方、日本の有価証券報告書は、近年弾力的運用の範囲が広がっているとはいえ、まだまだ開示内容が細部まで規定されており、現状のままでは、リスク情報として開示することは可能であっても、EU のように社会・環境パフォーマンスの開示までを要求するのは無理がある。

しかしながら、社会・環境情報の開示が、単独のサステナビリティ報告書上だけでなく、アニュアルレポートとの統合情報開示が世界的な潮流になるとすれば、日本企業もその方向性への展開を考慮すべきである。ひとつの可能性は、任意開示情報として発行している「アニュアルレポート」の活用である。統合レポートの 1 つの目標は、開示媒体の統合だ

⁷ 以下では、法律の要求ではない自主的な年次報告書のことを「アニュアルレポート」とカッコつきで表記する。

けではなく、財務パフォーマンスと社会・環境パフォーマンスの統合であり、企業目標や戦略の中に社会や環境のターゲットを明確に位置づけることにあるので、その目標のためには、アニュアルレポートのような媒体で開示する必要がある。

しかし、一方で日本では「アニュアルレポート」は任意開示書類で、制度開示とはいえない限界がある。この問題は、非常に大きく、その原因は金融証券取引法ではなく、会社法にある。会社法上で要求される株主への報告書類が世界標準から見て、あまりにも簡素であり、実務上の対応も最低限度（場合によってはそれ以下）になっていることが原因であろう。この面については、現状では、法制度の改正よりも、実務上の工夫で問題の克服を考えることが現実的である。たとえば、現在任意に作成している「アニュアルレポート」を株主総会での書類として、事実上活用することは、それほど大きな改変を要求するものではない。実際に、サステナビリティ報告書を株主総会で配布する企業も多く存在する。重要なことは、開示媒体の問題だけではなく、企業目的に、社会・環境目的も統合することであれば、このような方向性は十分に考えることができ、事実上の株主総会の書類とすることで、社会的な批判の場に提供したと言うこともできるのである。

実際に、武田薬品興業や日東電工のように、日本企業でも「アニュアルレポート」とサステナビリティ報告書を統合している企業も出現している。しかし、その注目度や企業経営に対するインパクトも高くないのは日本における任意開示書類としての「アニュアルレポート」の地位の低さに起因していると考えられる。しかし、現状の有価証券報告書に、EU で実施されているような社会・環境パフォーマンスを盛り込むことの是非については、国民的合意がすぐに得られないと思われるので、自主的な開示書類である「アニュアルレポート」を事実上の企業の公式報告書の地位にまで向上させることが、日本における統合レポートを推進する第一歩になると思われる。このことは、社会・環境情報の開示だけでなく、日本における記述情報開示一般について妥当することである。なお、リスク情報としての環境情報については、その必要要請を十分に判断して、有価証券報告書上で開示する制度的な対応も同時に検討すべき段階に入っていると思われる。

参考文献

Accounting for Sustainability (2009) *Connected reporting: A practical guide with worked example*, Accounting for Sustainability.

CDSB (2010) *Climate Change Reporting Framework- Edition 1.0*, Climate Disclosure Standards Board.

Ecceles, R.G. and Krzus, M.P. (2010) *One report: Integrating reporting for a sustainable strategy*, Wiley.

EU (2003) *Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003 amending Directive 78/660/EEC, 83/349/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other*

financial institutions and insurance undertakings, European Parliament and Council.

FEE (2008) *Discussion Paper : Sustainability Information in Annual Reports – Building on Implementation of the Modernisation Directive*, Fédération des Experts Comptables Européens.

Hopwood, A., Unerman, J. and Fris, J. (Eds.) (2010) *Accounting for sustainability: practical insights*, Earthscan.

IASB (2009) *Exposure Draft: Management Commentary*, International Accounting Standards Board.

GRI(2006) *Sustainability Reporting Guidelines*, Global Reporting Initiatives.

日本公認会計士協会 (2006) 『投資家向け情報としての環境情報開示の可能性』日本公認会計士協会 (経営研究調査会研究報告第 27 号)。

日本公認会計士協会 (2007) 『我が国における気候変動リスクに関わる投資家向け情報開示－現状と課題－』日本公認会計士協会 (経営研究調査会研究報告第 33 号)。

日本公認会計士協会 (2008) 『気候変動リスクに関する投資家向け開示フレームワークの現状と方向性』日本公認会計士協会 (経営研究調査会研究報告第 34 号)。

日本公認会計士協会 (2009) 『投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言』日本公認会計士協会。

水口剛 (2010) 「非財務情報開示の国際的潮流－IASB による検討とその背景」『年金と経済』第 29 巻第 1 号, 19-24 頁。

水口剛・國部克彦(2010) 「責任投資を支援する財務報告システム－非財務情報を中心にして－」日本会計研究学会特別委員会『環境経営意思決定と会計システムに関する研究 (最終報告書)』所収。

久持英司（駿河台大学）

1. はじめに

近年、従来までの財務諸表をはじめとしたいわゆる財務情報にはさまざまな意味において限界があると認識されるようになってきており、そうした中で CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)・環境情報といった企業情報の開示が必要とされはじめている。これは、環境問題や社会問題に対する意識や規制の高まりに加え、企業の社会貢献活動や環境面に関する情報等が財務諸表本体を補足および補完し、かつリスクマネジメントや企業イメージの観点をも通じて、企業の将来の成果を予測することに資するという意味で、CSR・環境情報の重要性が高まってきたと考えられるようになったためである。本ディスカッション・ペーパーでは非財務情報について扱っており、そこで本資料ではわが国における非財務情報としての CSR・環境情報の開示について論じる。

2. 非財務情報としての CSR・環境情報の意義

ここではいくつかの用語とその関係について明確にしておきたい。まず本章では CSR・環境情報について「当該年度の企業の外部における、CSR および環境問題を対象とする開示情報である」と定義する。

また、こうして開示される CSR・環境情報には、いわゆる伝統的な財務会計における記録・測定・伝達の方法等を用いた伝統的会計理論・会計制度アプローチから把握できるものと、会計学の考え方を援用しつつも、伝統的な会計理論とは異なった視点から CSR および環境問題についてとらえようとする非伝統的会計理論アプローチから把握できるものがあるⁱ。前者は事業報告・財務報告にて開示がなされ、このアプローチにおいてはたとえば引当金や偶発負債として環境問題に関わる負債を計上もしくは注記する実務や、近年における排出量取引や資産除去債務に関する会計基準などが議論の対象となる。後者は CSR 報告書や環境報告書等の名称を付した、財務報告書以外の各種の報告書等により開示される。環境会計を社会関連会計の発展形態として位置づける考え方をはじめ、環境省による『環境会計システムの導入のためのガイドライン』（『環境会計ガイドライン』）などに基づいて環境報告書を作成する実務もこれに入る。もちろん、こうした CSR・環境情報のすべてが開示されているわけではない。

さらに本節では、事業報告と財務報告という用語を同じものとして扱っている。すなわち、事業報告は「企業についての資本配分の意思決定を行う利用者に役立つように企業が提供する情報」で「多くの異なる要素を含むものであり、財務諸表もかかる要素の 1 つで

ある」(AICPA, 1994; 訳書, p.30) とするものであり、一方、財務報告は「財務諸表のみならず、会計システムによって提供される情報……と直接または間接に関連する情報を伝達するためのその他の手段も含まれる」(FASB, 1978, par.7; 訳書, p.13) ということから、いずれも財務諸表より幅広い情報開示の方法としてとらえられる。ただし財務報告では財務諸表がその中心をなすⁱⁱということでもあり、財務諸表本体との関連性がきわめて高い、または直接的な関連性を有するという意味合いが強いとも考えられるが、本章では同じものを示しているものとするⁱⁱⁱ。

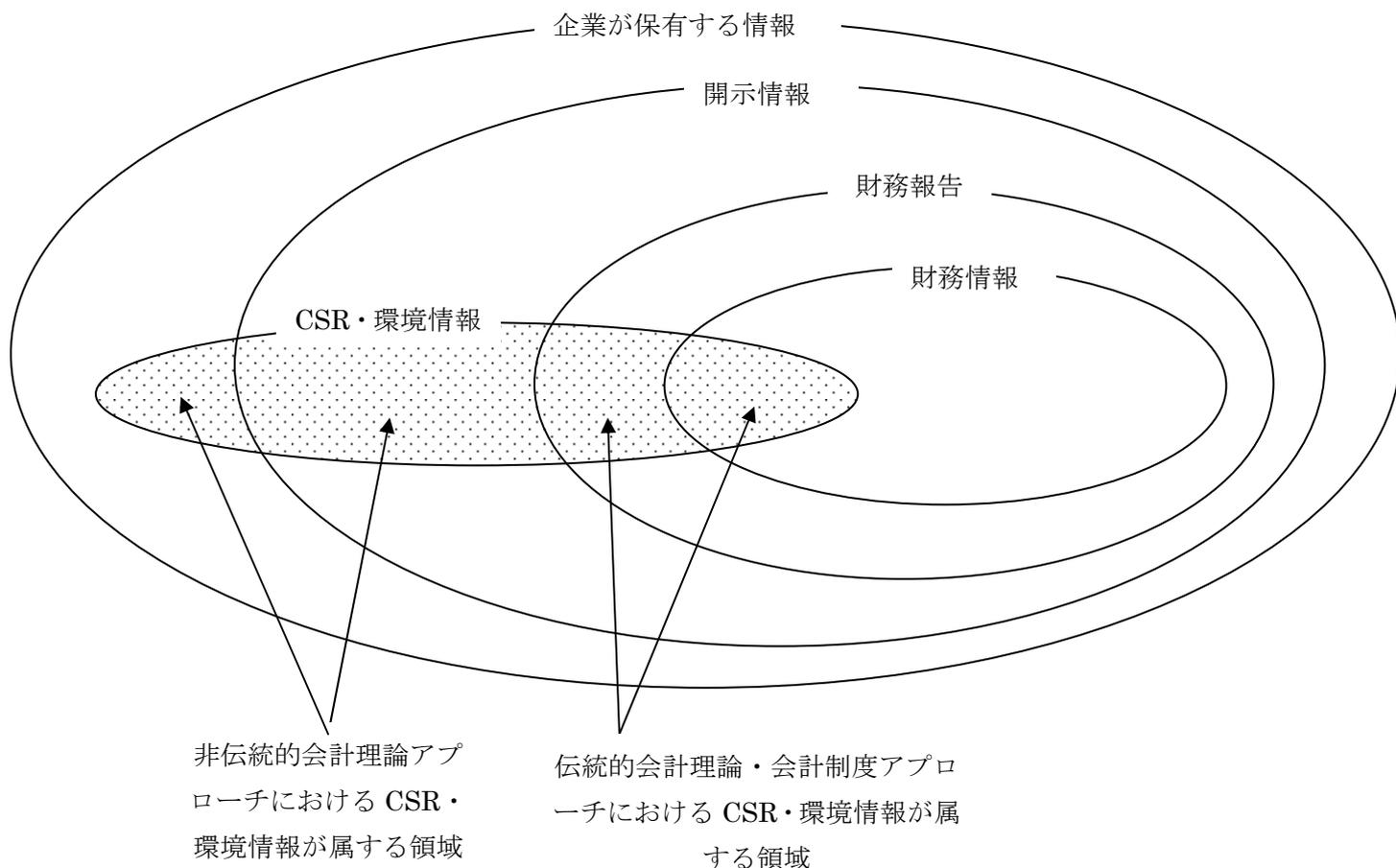
これに加えて、財務報告として開示するか否かという問題とは別に、企業が開示する情報は財務情報と非財務情報に分かれることになる。本章では、非財務情報の一つとして CSR・環境情報を扱っているが、ここで非財務情報とはいわば財務諸表外情報、すなわち財務諸表本体（および注記）には掲載されていない情報^{iv}としてとらえているのであり、これは開示しているのが財務報告という形であるのか、それとも別の媒体であるかを問わない。したがって必ずしも金額を付した情報を除いた情報という意味を持っているわけではない。また、財務情報とは、財務諸表本体（および注記）に掲載されている情報であるとする。したがって金額情報であっても、財務諸表本体および注記に掲載されていない情報は非財務情報として扱う。そこで財務諸表外情報として CSR・環境情報を考える限りにおいては、たとえば環境負荷を低減させるためのコストといった情報も、財務諸表本体に掲載されていなくとも CSR 報告書や環境報告書といった名称による報告書等において開示されていれば、非財務情報としての CSR・環境情報に含まれるものとしている。

しかし「非財務情報としての CSR・環境情報」と述べる以上、現在、財務諸表に掲載されている情報には CSR・環境情報が存在しないのであろうか。また現在、非財務情報として扱われているある CSR・環境情報が将来、仮に財務諸表に掲載されることになれば、その情報は CSR・環境情報ではなくなるのであろうか。すなわち、財務情報としての CSR・環境情報というのは理論的に存在しえないのであろうか。このような混乱は、財務諸表に掲載する情報か否かという考え方と、CSR・環境情報であるか否かという相違する考え方を同じ次元で考えるために生じる。つまり財務諸表の構成要素の定義に合致すればその情報は財務情報として財務諸表本体に掲載され、また財務諸表本体の追加情報として財務諸表本体の明瞭性を高めるための注記になるということであって、その情報が CSR・環境情報であるか否かは掲載箇所とは関係がないのである。

そこで、正確に述べれば財務情報にも CSR・環境情報は含まれうるし、非財務情報にも CSR・環境情報が含まれうる。とくに小川（2009）での実態調査にあるように財務情報に相当する環境情報は数多く財務諸表に掲載されており、また現行の制度会計においても環境問題に関連する事項がいくつも扱われている^v。

これらの関係を図示すると図表 1 のようになる。

図表 1 : CSR・環境情報と、財務報告、財務情報および非財務情報等との関係



注：財務情報の括りを除く箇所はすべて非財務情報を表わすものとする

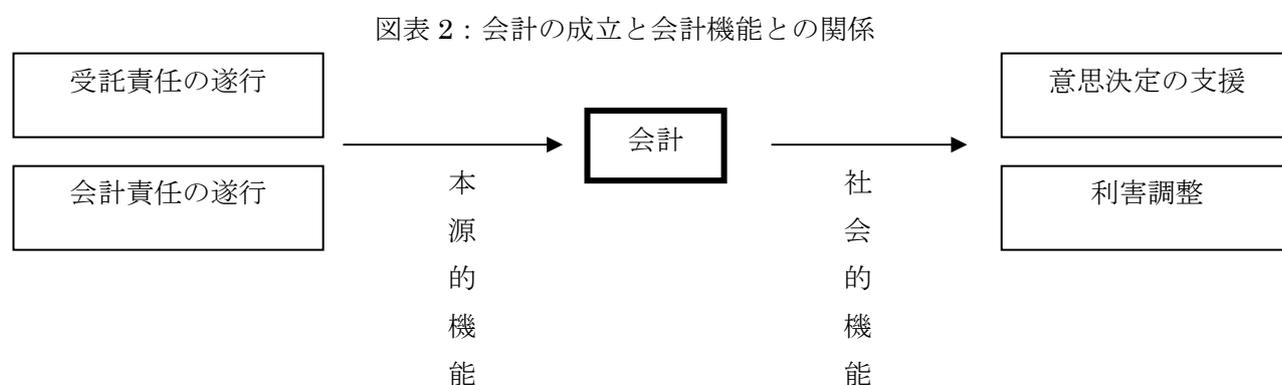
図表 1 において各領域は固定されているわけではなく、その外延が拡大することもある。たとえば財務情報の外延は、ある CSR・環境情報が新たに財務諸表の構成要素としての定義を満たすと考えられるようになったり、財務諸表本体を補完するための情報として注記に記載が必要となったりすれば、拡大することになる。また財務報告の外延も、企業のさまざまな側面についてより理解するために、財務諸表からだけでは把握しきれない補足情報を提供することがさらに必要となるにしたがって拡大することになる^{vi}。さらに財務報告の外延の拡張に関しては EBR (Enhanced Business Reporting: エンハンスド・ビジネス・レポーティング) に関する議論も行われている^{vii}。また、企業自身がこれまでは開示していなかった内部情報を新たに開示することが望ましいと考える場合には開示情報の外延が広がる。そして CSR・環境情報に関する考え方の進展によっては、CSR・環境情報の領域も拡大するであろう。

むろん、財務報告が企業による開示情報とイコールであるという前提をおくことも可能である。この場合には、財務報告の (想定されている) 主たる利用者が両者で一致してい

ると理解することになり、また、個々の利用者内の有する関心も一致している必要がある。逆に、複数の利用者層において関心を有する領域が同じであれば、利用者別に想定を行う必要はなくなる。また図表 1 のように、財務報告<開示情報、とするのであれば、両者の利用者が異なるか、その関心が異なるからと説明できる。企業ウェブサイトに掲載されている情報には「株主・投資家向け」とするページがあるため、企業ウェブサイトによる開示情報は、たとえば顧客や取引先といった、株主・投資家以外の利用者を含めて想定しているのは明らかである。したがって現状では企業による開示情報の範囲を財務報告の範囲よりも広くとらえることが適切であると考えられる。

2. CSR・環境情報を開示する意義

それではなぜ企業は CSR・環境情報を開示する必要があるのだろうか。伝統的に外部報告会計としての財務会計においては、本源的機能として受託責任（スチュワードシップ）および会計責任（アカウンタビリティ）の遂行機能、また社会的機能として意思決定の支援機能および利害調整機能があるとされる^{viii}。すなわち財務会計を成立させるために必要であるのが受託責任および会計責任という概念とその遂行であり、会計が成立した上で、会計を通じて組織は情報利用者の意思決定にとって有用な情報を提供し、また各種ステークホルダー（利害関係者）の利害調整に資するといわれている（図表 2 参照）^{ix}。

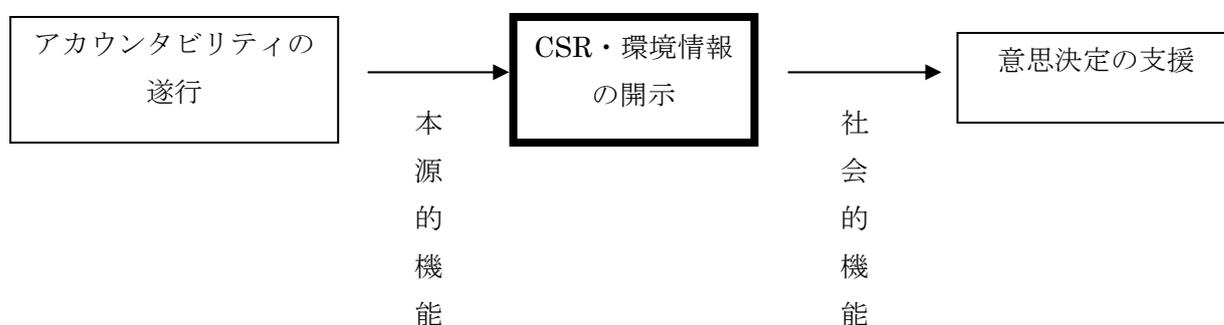


CSR・環境情報の開示においても（伝統的会計理論・会計制度アプローチが伝統的な会計理論と結論が同じになるのは自明かも知れないが）、これまで数多くの研究で環境会計の機能ないし目的について議論がなされてきた。すなわち、受託責任および会計責任を一括してとらえたアカウンタビリティの遂行機能（およびそれに類似した、企業の正統性の確立機能）と意思決定の支援機能といった点を CSR・環境情報の開示が成立する根拠として検討されたのである。その多くは、伝統的な会計理論と同様に、アカウンタビリティの遂行が意思決定の支援機能よりも先んじて、CSR・環境情報の開示の機能として存在すると

論じている（図表 3 参照）。

また非伝統的会計アプローチについては、伝統的なアカウンタビリティの概念を拡充し、自然環境等の利用の委託を（事実上）受けているエージェントたる組織が、委託したプリンシパルたる社会や自然（あるいはその構成員もしくは利用者たる人々）に対して、遂行すべきアカウンタビリティがあるとする。これを社会的アカウンタビリティもしくは環境アカウンタビリティと呼んでいる。そして、情報利用者の意思決定にとって有用であるかどうかについて議論する前に、環境アカウンタビリティ等が存在しなければ情報提供義務と情報受託権利が確立しないことになるという^x。

図表 3：CSR・環境情報開示の成立と環境会計の機能との関係



こうして、アカウンタビリティの遂行という点においては、たとえば向山(2003, p.110)でも述べているように、情報作成者は CSR・環境情報を当然に提供しなければならないという立場に置かれる。また、社会から自社の存在の正統性を得るためにも、経営戦略として（やむを得ずという形であっても）CSR・環境情報を提供しなければならないであろう^{xi}。それでは、何らかの CSR・環境情報を開示する必要があるとして、情報作成者である企業は、詳細な開示項目にまで及ぶような規制のない場合には、情報利用者たるステークホルダーの意思決定に有用であると考えられる CSR・環境情報としてどのような情報を開示するのだろうか。

企業における社会や環境の側面を考慮する企業経営者およびステークホルダーの考え方について、これを企業の経済的な利益との関係から見ると、理論的には 5 つに分類することができよう^{xii}。すなわち、①企業の経済的な利益に基づいてのみ考え、社会および環境の側面についてまったく考慮に入れない段階、②企業の社会および環境の側面について考慮するが、経済的な利益との関連性を見い出さない段階、③企業の社会および環境の側面に配慮することによって経済的な利益を得られるとする段階、④企業の経済的な利益と、社会および環境の側面はいずれも同等に配慮する必要があり、かつ互いに影響を与え合うとする段階、⑤経済的な利益と、社会および環境の側面はそれぞれ企業価値全体を構成する要素であるが、社会および環境の側面のほうが優先され、経済的な利益の要素が減少して

も社会および環境の側面が向上することによって企業価値全体が高まればよいとする段階、である。

ここで以前に同様の議論を行った^{xiii}が、開示項目について強制されていない場合には、企業は組織である以上、上記の⑤の段階にまでは至っていない現状では自社の経済的な利益に資する、またはこれを毀損しないと考える限りにおいて CSR・環境情報を開示することになると考えられる。すなわち、開示された CSR・環境情報を利用して組織化されたステークホルダーは自己の経済的な利益を追求するための行動を採ることを通じて、また個人のステークホルダーも同様に開示された CSR・環境情報を利用し個人的な価値観にしたがった行動を採ることを通じて、企業の経済的な利益を増加させることになると考えられるのである。

3. 財務報告における非財務情報としての CSR・環境情報

続いて本節では、図表 1 に示した領域のうち、財務報告の枠組みにおける非財務情報としての CSR・環境情報の実態とそのあり方について述べていく。

まずわが国における環境情報の開示実態について、久持(2008)による調査結果をここであげる。この調査では平成 18 (2006) 年 12 月末日時点で東京証券取引所 (東証) 一部に上場していた企業 1,681 社 (監理ポストを除く) の直近の決算期における有価証券報告書 (合併等の関係で EDINET に直近の決算期の有価証券報告書を掲載していない 6 社を除く) を用いている^{xiv}。それを有価証券報告書における項目別に示すと、以下の図表 4 から図表 9 のとおりとなる。

図表 4 : 「業績等の概要」における環境情報の内容

内容	件数 ^{xv}
具体的な環境負荷低減の方法について (ゼロエミッション、グリーン調達、レスポンシブル・ケアなど)	34
環境マネジメントシステムについて (ISO14001 など)	23
一般的な表現をしているもの (「環境に配慮しています」など)	19
行動憲章や経営理念などとして言及しているもの	8
財務諸表に計上した財務的な環境情報について	8
環境報告書 (CSR 報告書含む) について	5
環境面における事故・訴訟について	3
その他	4
合計	104

図表 5 : 「対処すべき課題」における環境情報の内容

内容	件数
----	----

具体的な環境負荷低減の方法について (ゼロエミッション、グリーン調達、レスポンシブル・ケアなど)	100
一般的な表現をしているもの(「環境に配慮しています」など)	93
環境マネジメントシステムについて(ISO14001など)	88
行動憲章や経営理念などとして言及しているもの	52
環境経営について言及しているもの	27
環境報告書(CSR報告書含む)について	13
環境面における事故・訴訟について	4
その他	10
合計	383

図表6:「事業上のリスク」における環境情報の内容(リスクについて)

内容	件数
規制の強化について(「新しい規制」「規制の厳格化」「改廃」など)	197
環境汚染について(「想定外の事象」「事故」「環境への影響」など)	77
規制を遵守できない可能性について(「違反」「対応できない」など)	60
現行規制の遵守にコストがかかることについて	20
過去もしくは現在の環境汚染・規制違反について	16
訴訟や制裁を受ける可能性について	15
社会が求める責任が高まる可能性について	13
規制が事業に与える影響について(「リコール」「取引先との関係」「規制に沿った製品を投入できない」「代替品が見つからない」など)	8
上記以外に現在規制や責任が存在することについて	13
その他	9
合計	428

図表7:「事業上のリスク」における環境情報の内容(リスク以外について)

内容	件数
具体的な環境負荷低減の方法について (ゼロエミッション、グリーン調達、レスポンシブル・ケアなど)	41
環境マネジメントシステムについて(ISO14001など)	32
行動憲章や経営理念などとして言及しているもの	18
一般的な表現をしているもの(「環境に配慮しています」など)	3
財務諸表に計上した財務的な環境情報について	3
環境報告書(CSR報告書含む)について	2

合計	99
----	----

図表 8：「財政状態及び経営成績の分析」における環境情報の内容

内容	件数
財務諸表に計上した財務的な環境情報について	25
一般的な表現をしているもの（「環境に配慮しています」など）	16
行動憲章や経営理念などとして言及しているもの	8
具体的な環境負荷低減の方法について （ゼロエミッション、グリーン調達、レスポンシブル・ケアなど）	7
環境マネジメントシステムについて（ISO14001 など）	5
環境報告書（CSR 報告書含む）について	2
その他	4
合計	67

図表 9：「コーポレート・ガバナンスの状況」における環境情報の内容

内容	件数
行動憲章や経営理念などとして言及しているもの	68
環境マネジメントシステムについて（ISO14001 など）	61
社内の委員会等による活動・担当領域について	59
一般的な表現をしているもの（「環境に配慮しています」など）	47
具体的な環境負荷低減の方法について （ゼロエミッション、グリーン調達、レスポンシブル・ケアなど）	27
環境報告書（CSR 報告書含む）について	15
環境経営について言及しているもの	7
その他	4
合計	288

この調査結果を総括すると、非財務情報の環境情報として多いのは、環境負荷低減のための具体的な活動についての説明である。これによって企業の環境に関する側面についてはある程度理解することが可能であるが、企業の経済的な利益との関連性については見出すことができない。また ISO（International Organization for Standardization: 国際標準化機構）による ISO14001 を取得した旨や、行動憲章や経営理念において環境問題に取り組む旨についての記述、さらには「環境に配慮しています」「CSR に取り組みます」といった一般的な表現も多く、企業の環境に関する側面についてさえ断片的な情報しか得られない状況にある。したがって、わが国の有価証券報告書における非財務情報の環境情報の

特徴をあげるとすれば（本調査では自社製品およびサービスに関する環境情報については調査を行っていない点に留意する必要があるものの）、リスク情報としての環境規制等に関する情報の開示を除けば、企業の経済的な利益との関連性をほとんど読み取ることができないことにあるといえよう。

ここで参考になるのが、IASB（International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会）による2009年6月23日の公開草案『経営者による説明』^{xvi}である。これは2010年9月現在、最終版に向けた作成作業を行っている最中であり、これはMD&A（Management's Discussion & Analysis: 経営者による討議と分析）等として各国においてMC（Management Commentary: 経営者による説明）の作成を要求されている企業向けに、枠組みとベスト・プラクティスを提供するものである。

同草案ではベスト・プラクティスとして、MCの要素として、(a)事業の性質、(b)経営者の目標および戦略、(c)最も重要な資源、リスクおよび諸関係、(d)事業の顛末および見通し、(e)目標に対する実績を評価するために用いる業績測度および業績指標、の5つをあげて説明している^{xvii}。このうちCSR・環境情報として記載がなされる可能性があるものとしては、(a)の例としてあがっている、自社および事業展開をしている市場に影響を与える、法律、規制およびマクロ経済に関する状況に関する分析^{xviii}や、(b)における、市場の近況やそれによる脅威・機会^{xix}がある。また(c)においてであるが、リスクについては、存在するリスク、リスク対応策、対応策の有効性の開示が関連するであろうし^{xx}、さらにここではとくに優先順位の高いリスクを記述し、現在と将来の影響も開示することになる^{xxi}。また諸関係とは、ステークホルダーとの重要な関係を意味し、その関係が自社に与える影響や、その関係に関する対応方法を開示することになる^{xxii}。さらに(d)には、将来の業績および経営者による見通しを示す指標となるような非財務業績も含まれ^{xxiii}、また非財務的な目標を開示することで、経営者が将来へ向けての戦略をどのように実施するかを利用者が理解できる^{xxiv}と述べている。

また日本公認会計士協会も気候変動情報に限定しているものの、2008年6月に経営研究調査会研究報告第34号『気候変動リスクに関する投資家向け開示フレームワークの現状と方向性』を公表している。ここではリスク（規制リスク、物的リスクおよび市場・評判リスク）と機会、温室効果ガス排出量等の実績情報、排出量マネジメントとリスク対応といった情報について、財務報告制度における開示の必要性を検討している。

4. 財務報告外の開示情報における非財務情報としてのCSR・環境情報

本節では、図表1に示した領域のうち、財務報告の枠組みの外における開示情報としての非財務情報のCSR・環境情報について述べていく。財務報告の枠組み外でCSR・環境情報を開示する媒体としては、主にCSR報告書や環境報告書等があげられる。

CSR・環境報告書の作成に関する実態を示す一端として久持(2010)での調査を抜粋する。この調査では2009年3月末時点における東証一部上場企業1,700社における2008年版(報

告書タイトルに「2008年」と記載のある、または報告対象期間が2007年内から始まるもの)のCSR・環境報告書について調査をしている^{xxv}。CSR・環境報告書をホームページに掲載していた企業数を示すと図表10のとおりとなる。なお図表10の分類は、EDINETの大分類によっている。

図表10：CSR・環境報告書のホームページ掲載企業

(単位：社、カッコ内は業種内での割合)

業種	企業数	業種	企業数
農業	0 (0%)	金融保険業	24 (19.7%)
漁業及び林業	4 (80.0%)	不動産業	5 (11.6%)
鉱業	7 (53.5%)	運輸通信業	34 (39.1%)
建設業	45 (46.9%)	電気、ガス、水道業	17 (100%)
製造業	429 (50.5%)	サービス業	22 (12.0%)
卸売業、小売業	56 (19.9%)		

合計 643 社 (37.8%) (うち、製造業 66.7%、非製造業 33.3%) ^{xxvi}

またCSR報告書に掲載されている開示内容のトレンドについて、新日本有限責任監査法人(2009, pp.106-138)で次のような項目をあげている。

- ・ CSR の考え方
- ・ コーポレート・ガバナンス
 - コーポレート・ガバナンスの考え方と体制
 - 内部統制の整備
 - ガバナンスの透明性を確保するための仕組み
- ・ コンプライアンス
 - コンプライアンス推進体制
 - 「企業倫理綱領、コンプライアンス・マニュアル」などの策定
 - コンプライアンスの「意識調査、浸透度調査」
- ・ リスクマネジメント
 - リスクマネジメント体制の整備
 - リスクの洗い出しと評価
 - 事業継続管理と事業継続計画
 - 情報に関わる管理体制
 - 知的財産保護に関わる管理体制
- ・ 品質・製品安全
 - 製品・サービスの品質保証体制の掲載
 - サプライチェーン全体の品質マネジメント

顧客ニーズの監視体制と事業活動へのフィードバック体制
製品・サービスについての適正な表示
ユニバーサルデザインについて

・環境

環境対策

総量による温室効果ガス排出量削減の中・長期目標

京都メカニズム・排出量取引活用事例

エネルギー使用量および温室効果ガス排出量に関わる指標

物流における取組み

ライフサイクルでの環境負荷

化学物質管理の状況

資源循環への取組み

生物多様化への対応

・CSR 調達と持続可能な原材料調達

・雇用・労働安全衛生

多様性への配慮

ワークライフバランスへの取組み

人権課題

労働安全衛生

・社会貢献活動

社会貢献活動に対する取組み姿勢や考え方

社会貢献活動の内容や手法

社会貢献活動の費用

このように現状ではさまざまな情報がわが国の CSR・環境報告書に記載されているが、こうした報告書はなんらかのガイドラインを参考にしているという。先にあげた実態調査によると、そのほとんどは環境省による『環境報告ガイドライン 2007 年版』（もしくは『環境報告書ガイドライン 2003 年度版』）、あるいは GRI（Global Reporting Initiative: グローバル・レポーティング・イニシアティブ）が 2006 年に公表した『GRI ガイドライン第 3 版』（もしくは 2002 年公表の同第 2 版）、もしくはその両方を参考にしたと述べており、これらのガイドラインにおいては報告書に開示が望まれる事項について列挙している。

5. 統合的レポーティングに向けて

本ディスカッション・ペーパーでの課題の一つが、財務情報と非財務情報との統合的レポーティングをいかにに行い得るかという点にある。情報作成・開示コストと作成・開示によるベネフィットとを対比して考えると、とくにベネフィットの面の測定がかなり困難である以上、可能であれば情報の作成・開示コストを引き下げる必要があるだろう。そのために

は統合的なレポーティングについて検討する必要がある。本章の図表 1 に関連づけた形で CSR・環境情報について述べるならば、財務報告の枠組みの中における非財務情報と財務情報との統合的なレポーティングと、財務報告の枠組みの外にある非財務情報をも含めた意味での統合的なレポーティングとが考えられる。

まずは、現に財務報告の対象となっている情報についての統合的なレポーティングである。方向性の一つとしては、図表 1 における財務情報の外延を拡張することということが考えられよう。前述した久持(2008)での有価証券報告書における実態調査においては、以下の 2 つの図表にあるように、いわゆる重要性の原則とは関係なく環境情報が財務諸表上に独立して計上されている例が多かった。調査対象とした年度には多くの企業が PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理などに備えて環境対策引当金を計上しており、この年度に特有の状況かも知れないが、従来までは企業として把握していながら、金額としての重要性が低いとの理由から財務諸表等に記載されることになかった、あるいは非財務情報として開示していた CSR・環境情報を財務情報として開示する方法の一つといえよう。

図表 11：連結貸借対照表における環境情報（環境対策関係の引当金）

内容	件数
固定負債（10%以上）内で独立表記	4
固定負債（1%以上）内で独立表記	15
固定負債（1%未満）内で独立表記	23
固定負債の「その他」に含まれているもの	1
流動負債（1%未満）内で独立表記	3
合計	46

図表 12：連結損益計算書における環境情報（環境対策関係の費用）

内容	件数
特別損失（10%以上）内で独立表示	33
特別損失（1%以上）内で独立表示	12
特別損失（1%未満）内で独立表記	2
特別損失の「その他」に含まれているもの	1
営業外費用	2
売上原価	2
合計	51

もう一つの方向性としては、厳密な意味では財務情報と非財務情報との統合にはあたらないが、非財務情報を金額に換算した上で、金額情報として財務情報と非財務情報の関連

性をより明確にするという方法である。これについては内容が重複するので次の財務報告の枠組み外における非財務情報と財務情報との統合において述べる。

次に財務報告の枠組みの外にある非財務情報をも含めての統合的なレポーティングについてである。こちらに関しては、統合的という用語にさらに二つの意味がある。一つは異なる報告書および報告媒体を統合し、単一の報告書とすること^{xxvii}、いま一つはこれに加えて、前述したように財務情報と非財務情報とをいずれも金額情報として両者の関連性の明確化を図ること、である。

前者については、財務報告の外延の拡大という方向が行われている。これは有価証券報告書の「事業上のリスク」の項目をはじめとする制度開示において、リスク情報としてのCSR・環境情報の開示が現になされているところである。また、IASBによる公開草案『経営者による説明』は最終版の確定に向かっており、日本公認会計士協会からも研究報告等が示されていることから、これらも指針としての役割を有するであろう。また、さらに抜本的な統合方法として、たとえば英国のアカウンティング・フォー・サステナビリティ（Accounting for Sustainability）による統合レポートプロジェクト（Connected Reporting）があげられる。ここで示された指針では、最終目標として年次報告書に持続可能性に関する影響と関連する財務情報および非財務情報といったCSR・環境情報を統合することをあげている^{xxviii}。

こうした財務報告の拡張による解決という動きに対して、両者の報告媒体を統合するばかりでなく、CSR・環境情報（および知的資産情報）が財務情報に影響を与える起因率を求め、財務情報と統合させることによって企業価値を求める、とする提案もなされている。これが日本会計研究学会特別委員会(2009, p.41ff)におけるコックピット・モデルである。このモデルではCSR・環境情報に関しては気候変動因子と社会因子を求め、たとえば二酸化炭素の削減率等に応じてスコアリングを行い、それによって企業の経済価値に気候変動や社会的な要因が与える影響を組み込んで企業価値を算出することになる。

6. おわりに

本章では非財務情報としてのCSR・環境情報の概念について、類似する領域との相違について検討し、続いてCSR・環境情報を開示する意義について述べた。さらに財務報告内および財務報告外におけるCSR・環境情報の開示実態および関連するガイダンス等について論じた。そして非財務情報および財務情報としてのCSR・環境情報の統合化の可能性について述べた。

情報利用者による意思決定有用性を最優先に考えれば、情報作成者の意図は考えるべきではないとの議論もできなくはないが、しかし情報作成者によるコストの負担の大きさと、情報利用者によるただ乗りの可能性を考えれば、何らかの方法は考える必要はあろう。その対策の一つが本ディスカッション・ペーパーにおける統合的なレポーティングの推進であった。

-
- i 伝統的会計理論・会計制度アプローチおよび非伝統的会計理論アプローチについては、久持(2009)で論じた。
- ii FASB(1978, par.6; 訳書, p.13) を参照されたい
- iii 日本会計研究学会特別委員会(2009, p.30)では、本節で引用したジェンキンス・レポート(AICPA, 1994)当時に想定されていた事業報告は、現在においては財務報告と内容的にはほぼ同じであるとしている。
- iv 注記に記載されている情報については、①財務諸表本体、すなわち財務諸表(内)情報であるとする考え方と、②財務諸表(内)情報と財務諸表外情報の境界線上に位置づけられるとする考え方、さらに、③財務諸表外情報である、とする考え方とがありうる。ここでは注記情報を財務諸表(内)情報として扱っている。
- v この点についてはたとえば赤塚(2008)を参照されたい。
- vi 財務諸表本体の補足と補完の関係については、たとえば古庄(2010)を参照されたい。
- vii たとえば日本会計研究学会特別委員会(2009, pp.23-28)を参照されたい。
- viii 詳しくは、たとえば小林(2007, pp.5-8)を参照されたい。
- ix 歴史的に見てもこの順に会計の機能は生成したと考えられている。たとえば金井(2008, pp.27-32)を参照されたい。
- x 國部(2003, p.38)を参照されたい。また結論の導き方は異なるが、長野(2008, pp.253-256)、向山(2003, pp.108-111)および山上(1999, p.72)なども同様の結論を得ている。一方、宮崎(2009, p.95)では、経営者としての意識からすると、正統性理論のほうがより説得力があるという。
- xi 一方、こうした考え方は、ひとたび CSR・環境情報の開示およびその内容について制度化がなされると、「制度や基準によって求められているので CSR・環境情報を開示する」または「一般に行われている実務であるから当社も周りに倣って CSR・環境情報を記載する」という考え方に变化する可能性がある。
- xii この点については、水口(2007, pp.275-282)および岡(2009, pp.26-27)からヒントを得た。
- xiii 久持(2009)を参照されたい。
- xiv 調査は次のように行った。すなわち、①平成18年12月末日に東証第一部上場企業の有価証券報告書について、②「環境」という用語で全文検索を行い、③以下に示した定義および条件に合致したものを拾い出す、という方法である。そして対象とした環境情報は、まず「当該年度の企業の外部における、空間的および時間的な広がりを持つ地球環境問題を対象とする開示情報である」という定義に相当し、かつ、以下の選定条件をも満たすものをいう。①環境に関する情報の量が一文節以上であること(注なども含めて) ②自社の活動が環境問題に対してどのように寄与しているか、もしくは寄与していないか、について中心に述べていること ③プラス情報のうち、自社の事業や製品・サービス以外に関するものであること ④プラス情報のうち、同社の自主性・積極性をもつばら表した同社の活動であること ⑤プラス情報のうち、顧客に追加的な行動もしくは意識の変化を必要

とする活動であること ⑥プラス情報のうち、自社製品・サービスの売上に直接つながるような活動ではないものであること。

xv 1 社が複数の内容について記述している場合には、内容ごとにそれぞれ別にカウントしている。したがって、実際の開示企業数は件数よりも少ない。以下の図表も同様である。

xvi IASB(2009)および古庄(2009)を参照されたい。

xvii IASB(2009, par.24)

xviii IASB (2009, par.26)

xix IASB(2009, par.27)

xx IASB(2009, par.30)

xxi IASB(2009, pars.30-31)

xxii IASB(2009, par.32)

xxiii IASB(2009, par.33)

xxiv IASB(2009, par.35)

xxv ここで調査対象とした CSR・環境報告書は、以下の4点をすべて満たしたものとしている。すなわち、①自社のホームページに掲載されている報告書、②年度ごとに発行している報告書、③統合された冊子体としての報告書（たとえば pdf ファイル形式および電子ブック形式など）、④「環境」「CSR」等のサイトページから直接、閲覧が可能な報告書（アニュアルレポート等に統合されている場合）、である。

xxvi なお、環境省(2008, p.71; p.88)によるアンケート調査では上場企業のうち48.8%が環境報告書等を作成しており、またそのうち95%近くがホームページで公表しているという。

xxvii 財務報告の主たる利用者は株主・投資家および債権者・金融機関であり、財務報告以外の報告書等、たとえば CSR・環境報告書の利用者層は一般市民および消費者であるとして、各々の利用者層の主要な関心事が異なることを前提にするならば、財務報告としての CSR・環境情報と、開示情報一般としての CSR・環境情報とは、それぞれ別の媒体で開示せざるを得ないという考え方もできよう。一方、環境省(2008, p.92)のアンケート（複数回答）によると、平成19年度において環境報告書を冊子で作成している組織が環境報告書を配布している相手は、役員・従業員およびその家族(60.6%)、仕入・販売等の取引先(59.0%)、株主・金融機関・投資家(56.3%)、行政機関(44.6%)、消費者・生活者(38.9%)、学識経験者・環境 NGO・NPO(37.4%)、事業所の近隣住民(29.3%)という順になっており、株主・金融機関・投資家への配布の割合が、消費者および近隣住民等よりも高くなっている。したがって、冊子による環境報告書に関する限り、必ずしも想定している主たる情報利用者が財務報告と大きく異なるわけではないようである。

xxviii Accounting for Sustainability(2009, p.10)を参照されたい。